



インドで “知的財産高等裁判所”が始まった

2021年7月、インドのデリー高等裁判所において、知的財産問題を専門に扱う知的財産部門（Intellectual Property Division）が設立されました。

世界最大の新興経済国の一つであるインドにとって、知的財産権の保護は極めて重要でありかつ不可避です。ひいては、インド国内の人々の創造性と革新性を刺激し、それが国の発展につながるからです。実際、Make in India、Start-up India、Digital India、Skill Indiaなどといったキャッチフレーズの下で、インドでは知的財産権の保護を求める出願活動が大幅に増加してきています。また、知的財産権保護促進のため、インドの知的財産局を中心に、知的財産関連法の整備、インフラストラクチャの増強が行われてきています。

このような発展環境下において、インドで知的財産問題処理に最も優れた裁判所であるデリー高等裁判所が、その管轄下に専門的知的財産部門（IPD）を構成しました。

実は、2003年に、同様の目的で知的財産控訴審（Intellectual Property Appellate Board）が設立されました。しかし、この知的財産控訴審は、知的財産問題を扱う部門としては十分に機能してきませんでした。

第161回Rajya Sabhaレポートでは、インドにおける知財登録申請の許可率が米国や中国に比べて非常に低いことが強調されました。当該レポートでは、知的財産控訴審が知的財産局の判断に関する上訴機関であることが問題であるとし、知的財産控訴審の廃止が提案されました。知的財産控訴審の全レベルでの遅れが問題で、知財登録申請の審査の確定に混乱を引き起こしていたからです。

しかし、知的財産控訴審の突然の廃止は、混乱を助長する可能性があります。また、知的財産控訴審は、多くの画期的な決定をすることを通じて知的財産権に関連する複雑な問題を処理する上で重要な役割を果たしてきたことも事実です。

そこでインド政府は、知的財産控訴審を廃止すると共に、デリー高等裁判所に知的財産問題を専門に扱う知的財産部門を新たに設け



ることで、知的財産控訴審の運用で生じた空白と不確実性と混乱とを払拭することになりました。この知的財産部門は、デリー高等裁判所長の監督の下で運用されます。

デリー高等裁判所の知的財産部門の機能は、現在作成中のデリー高等裁判所の知的財産部門規則に準拠することになります。もともと存在しているデリー高等裁判所の規則、民事訴訟法の規則にも準拠します。

デリー高等裁判所が発行した通知によると、デリー高等裁判所の知的財産部門は、以下の知的財産法に基づく問題の処理を行う権限を与えられています。

- ・1999年の商標法
- ・1970年の特許法
- ・1957年の著作権法
- ・1999年の商品の地理的表示登録・保護法
- ・1952年のシネマトグラフ法
- ・2001年の植物品種および農民の権利保護法

2021年の条例は、これらの法律を改正し、これらの法律の下に存在していたさまざまな知的財産控訴審関連の組織を廃止しました。そして、知的財産控訴審に継続中のすべてのケースに対処する権限をデリー高等裁判所の知的財産部門に付与することになりました。

知的財産部門の機能は、英国、日本、マレーシア、タイ、中国などのさまざまな国で機能する知的財産高等裁判所と類似しており、この知的財産部門は、法律、司法、および行政の観点から十分に安定して確立されていると言えるでしょう。また、この知的財産部門は、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）に完全に準拠し、世界の標準レベルの知的財産保護を実現していくものです。

デリー高等裁判所の知的財産部門は、たとえば以下のような問題に対処します。

- ・知的財産権紛争に関連する独自の訴訟、上訴および書面による請願。
- ・新規の知的財産権の無効、侵害の訴訟。
- ・インド知的財産局の行政判断に関連するすべての訴訟、登録取消申請。
- ・著作権法、地理的表示法に関連する訴訟。
- ・知的財産控訴審が残した約3,000件におよぶ係属事件。

デリー高等裁判所内で知的財産紛争のみを扱う知的財産部門は、世界的にみれば目新しい概念ではなく、実際には英国、日本、マレーシア、タイ、中国などに存在します。しかし、インドではこれまで存在しておらず、インドの高等裁判所にとっては未開拓の領域であるとともに、世界標準のレベルで運用されるようになるための重要なステップです。

デリー高等裁判所では、知的財産部門の運用規則が完備され、特別に訓練された知的財産専門の裁判官が任命され、彼らによって円滑に運営されることが期待されています。インドの知的財産権に関連する利害関係者は、一旦機能しなくなった知財行政および司法を、デリー高等裁判所に新たに設けられた専門部門が再生してくれることを熱心に待っています。

著者紹介



モウミタ・ロイ
(Moumita Roy)

Global IP India に2016年から所属する弁護士で、インドでの商標関連の処理に10年以上の経験を有しています。著作権法、意匠法も得意分野です。彼女は、2007年にカルカッタ大学を優等な成績で卒業し、インド法曹協会に登録されています。インドおよび国外において、出願関係のみならず契約書の起草、知的財産紛争・交渉などの多岐にわたり、多くのインドおよび外国のクライアントを支援してきました。